

朝霞市規則第 7 号

朝霞市保育園給食費徴収規則の一部を改正する規則

朝霞市保育園給食費徴収規則（令和元年朝霞市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の前の見出し並びに同項及び第 3 項中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に実施した給食に係る給食費（以下「施行日前給食費」という。）及び施行日前給食費の還付については、なお従前の例による。